

## 役員及び評議員の報酬に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ウイズユー（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする職員兼務の者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている職員等に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は下記に定める額とする。

報酬区分		報酬額
理事	理事会等会議への出席	日額 10,000円
監事	監事監査等への出席	日額 10,000円
評議員	評議員会等会議への出席	日額 10,000円

### (報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第6条 役員等が、理事会及び評議員会その他の会議に出席するため、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、役員等の居住地から会議場所までの交通費の実費額とする。

### (公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準と

して公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成22年4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年6月26日より施行する。